

京都市告示第 570 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市長 梶本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
社団法人京都保健衛生協会	京都市深草墓園の納骨料	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
財団法人京都市急病診療所	京都市急病診療所の手数料	
社団法人京都市老人クラブ連合会	京都市老人保養センターの使用料	
社会福祉法人京都社会事業財団	京都市桂川福祉ホームの使用料	
財団法人京都市健康づくり協会	京都市健康増進センターの手数料	
社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市市民活動総合センター、京都市福祉ボランティアセンター、京都市長寿すこやかセンター及び京都市景観・まちづくりセンターの共用部分の使用料	

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)